

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

令和4年10月

宇部市
一般社団法人 宇部歯科医師会

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動に万全を期するため、宇部市（以下「甲」という。）と、一般社団法人宇部歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宇部市地域防災計画に基づき甲が実施する歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（救護部隊の要請及び派遣）

第2条 甲は、宇部市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護部隊の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護部隊を編成し、第4条に定める救護所に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護部隊を派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により承認を得た場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項及び第3項に規定する救護部隊の編成は、乙の会員、歯科衛生士、その他の医療関係職員等により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で救護部隊の派遣へ危害の影響があると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 災害歯科医療救護計画は、乙が行う救護部隊の編成及び歯科医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により乙と協議の上、必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

（救護部隊の業務）

第5条 救護部隊は、前条に定める救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護部隊の業務は、次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力（ただし、関係する機関からの要請の場合とする）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動及び救護部隊本部に伴う業務

(指揮命令)

第6条 救護部隊に対する指揮命令は乙の長が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

(輸送)

第8条 救護部隊は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所へ行くものとする。

2 歯科医療を要する傷病者の後方医療施設への転送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

2 救護所での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療資器材等の提供)

第10条 甲は、乙が派遣する救護部隊に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医療費)

第11条 甲が設置する救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に救護部隊を参加させるものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第13条 乙は、救護部隊ごとに救護班日報（様式1）を整備するとともに、歯科医療救護活動の終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第14条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護部隊の派遣に伴う経費

ア 救護部隊の編成及び派遣に要する費用

イ 救護部隊が携行又は調達し、歯科医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用

ウ 救護部隊が携行した医療材料等が滅失した場合の費用

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の費用

(2) 防災訓練参加に伴う費用

(災害補償)

第15条 甲の要請を受託した者が、歯科医療救護活動に従事し、または防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師は、「宇部市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第44号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(2) 歯科衛生士及び補助者は、「宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第43号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第16条 この協定に定める歯科医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第17条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。

2 協定機関が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了した時も、また同様とする。

(実施細目)

第19条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月13日

甲 宇部市
宇部市長 篠崎 圭二

乙 一般社団法人 宇部歯科医師会
会長 真宅 正昭

様式1

救護班日報

年 月 日

() 救護班長 歯科医師

1 救護診療記録

患者氏名	住所	生年月日	病名等	処置の概要等	使用医療品 ・材料等	使用 数量等
男・女		. .				
男・女		. .				
男・女		. .				
男・女		. .				
男・女		. .				
男・女		. .				

2 救護人員総括表

死亡	重症	軽症	その他	合計
人	人	人	人	人

3 救護班の従事者名

職種	従事者名	従事日	従事時間		従事場所
			時 分	分～ 時	
		月 日	時 分	分～ 時	
		月 日	時 分	分～ 時	
		月 日	時 分	分～ 時	
		月 日	時 分	分～ 時	
		月 日	時 分	分～ 時	

4 自動車等の借上状況

従事者名	使用区間	種別 (タクシ ー・自家用車 等)	使用台数	金額 (タクシー 等の料金)

5 その他

災害時の歯科医療救護活動に係る実施細目

宇部市（以下「甲」という。）と、一般社団法人宇部歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、令和4年10月13日締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第2条に定める救護部隊の派遣を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（指揮体制）

第2条 乙は、指揮本部の構成等指揮体制に関してあらかじめ定めておくものとする。

（救護部隊の編成）

第3条 救護部隊は、原則として歯科医師、歯科衛生士及び補助者で編成する。

- 2 班長は、歯科医師とする。
- 3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

（歯科医療救急活動の実施場所）

第4条 救護部隊は、協定書第4条に定める救護所において協定書第5条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

- 2 傷病者伝票は、歯科医師の指示によりあらかじめ甲が指名する職員が記入する。

（傷病者の選別、表示及び応急処置）

第5条 傷病者の選別及び応急処置は、歯科医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

（救出、誘導）

第6条 傷病者の救出及び誘導は、消防救急隊員等が関係防災機関と連携して行う。

（要請する災害の程度）

第7条 協定書第2条第1項に定める歯科医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

（要請の方法）

第8条 協定書第2条第1項に定める要請は、宇部市長から宇部歯科医師会長に対して行うものとする。

2 緊急を要するときは、宇部・山陽小野田消防組合から乙の救急担当者に対して要請することができる。

(連絡調整事項)

第9条 協定書第7条に定める連絡調整事項は次のとおりとする。

- (1) 救護部隊に関する事
- (2) 救護所に関する事
- (3) 死者に関する事
- (4) 後方医療施設に関する事
- (5) 医薬品及び医療材料に関する事
- (6) その他医療救護に関する事

(医療資機材等の提供)

第10条 協定書第10条に定める医療資機材等の提供品の種類及び仕様は、甲、乙協議して定める。

(歯科医療救護活動従事者の費用負担)

第11条 協定書第14条第1号ア及び第2号に定める歯科医療救護活動の従事者に対する費用負担は、災害救助法施行細則(昭和36年5月26日山口県規則第32号)第13条の額に歯科医療救護活動従事時間数を乗じた額とする。

(費用負担等の請求)

第12条 協定書第14条に定める費用負担等の請求は、次の各号により行う。

(1) 第1号関係

アに定める費用の請求は、様式1及び様式1の1によるものとする。

イに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

ウに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

エに定める費用の請求は、様式3によるものとする。

(2) 防災訓練参加に伴う費用の請求は、様式1によるものとする。

(災害報告)

第13条 協定書第15条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに様式4により報告するものとする。

(医療紛争の処理)

第14条 協定書第16条に定める医療紛争処理は、甲の責任と負担において行うものとする。た

だし、当該医療紛争が乙の歯科医療救護活動を実施した歯科医師又は歯科衛生士等の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

2 医療紛争が、当該業務に従事した乙の会員（以下「丙」という。）の責めに帰すべきでない事由により生じた場合において、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を被ったとき、甲はその損失を補償し、又はその恐れがあるときは防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（広報）

第15条 報道機関に対する歯科医療救護活動に関する広報は、すべて甲が行う。

（通信施設）

第16条 甲は、通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、救護所に防災行政無線移動局を配備するものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月13日

甲 宇部市
宇部市長 篠崎 圭二

乙 一般社団法人 宇部歯科医師会
会長 真宅 正昭

様式 1

請求書

請求金額 _____ 円

内訳

区分	職種	延人員	単価	金額	備考
歯科医療救護 活動従事者	100/100	歯科医師			
		歯科衛生士			
		補助者			
	125/100	歯科医師			
		歯科衛生士			
		補助者			
	150/100	歯科医師			
		歯科衛生士			
		補助者			
合計					

年 月 日から 年 月 日の間における歯科医療救護活動に係る費用負担を上記のとおり請求します。

年 月 日

宇部歯科医師会長

宇部市長

様

歯科救護活動報告書

救護部隊名 責任者名	職種	氏名	活動期間			活動場所					
			月	日	自 至		時 分	時 分			
			月	日	自	至	時	分	時	分	
			月	日	自	至	時	分	時	分	
			月	日	自	至	時	分	時	分	
			月	日	自	至	時	分	時	分	
			月	日	自	至	時	分	時	分	
			月	日	自	至	時	分	時	分	

上記のとおり報告します。

年 月 日

宇部歯科医師会長

宇部市長

様

様式2

請求書
(医薬品・医薬材料費・修繕費)

請求金額 _____ 円

内訳

品名(物品名)	規格	数量	単位	単価	金額

年 月 日から 年 月 日の間の歯科医療救護活動における医薬品等の費用を上記のとおり請求します。

年 月 日

宇部歯科医師会長

宇部市長 様

様式2の1

医薬品・医薬材料等物品損傷報告書

救護部隊名	品名 (物品名)	数量	単位	単価	金額	備考(損傷 の程度、原因、種類)

上記のとおり報告します。

年 月 日

宇部歯科医師会長

宇部市長

様

様式3

交通機関等利用実費請求書

請求金額 _____ 円

内訳

種別	区間	数量	単位	金額

年 月 日から 年 月 日の間における歯科医療救護活動に係る交通機関等利用の費用を上記のとおり請求します。

年 月 日

宇部歯科医師会長

宇部市長

様

様式 4

歯科医療救護活動従事者事故報告書

年 月 日

宇部市長

様

宇部歯科医師会長

年 月 日要請のあった歯科医療救護活動において下記のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

記

救護部隊名	
氏名 生年月日	年 月 日生 (歳)
職種	
事故傷病発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故傷病発生場所	
傷病名	
傷病の部位及び程度	

診療種別	外来（ 月 日） 入院（ 月 日）
診療医療機関	
事故発生の状況	
責任者又は現認者の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 印
歯科医師会長の意見	